

<参考資料－11>

民間運輸関係団体等との覚書に関する資料

原子力災害時の物資等の輸送に関する覚書

災害時の物資等の輸送に関する協定書（以下「協定書」という。）第11条の規定に基づき、愛媛県（以下「甲」という。）と一般社団法人愛媛県トラック協会（以下「乙」という。）とは、次のとおり覚書を締結する。

（趣旨）

第1条 この覚書は、協定書前文に規定する災害時のうち、放射性物質が大量に放出され、又はそのおそれがある場合（以下「原子力災害時」という。）における協定書の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（協力要請の基準及び内容）

第2条 原子力災害時において、甲は、運転手等の業務に従事する者（以下「従事者」という。）の業務の実施による被ばく線量の予測を行い、平時の一般公衆の被ばく線量限度である1ミリシーベルトを下回る場合に、協定書第2条の規定により乙に対して協力を要請するものとする。

2 原子力災害時において、甲が乙に対して要請する業務の内容は、次のとおりとする。

(1) 警戒事態が発生したとき

災害救助に必要な生活必需品等の輸送その他協定書第3条第2号から第5号までに掲げる業務（以下「生活必需品の輸送等」という。）の準備

(2) 施設敷地緊急事態及び全面緊急事態が発生したとき

生活必需品の輸送等の実施

（甲が実施する事項）

第3条 甲は、乙の原子力災害時における生活必需品の輸送等が円滑に行われるよう、次に掲げる事項の実施に努めるものとする。

(1) 甲乙間の連絡体制の整備及び乙が生活必需品の輸送等を行う際に関係者と従事者とが常時連絡を取るための通信手段の確保

(2) 国と連携して実施する、放射線及び放射線防護に関する知識取得のための研修の機会の提供

(3) 乙に無償貸与する個人線量計、防護服等の放射線防護資機材の確保及び当該放射線防護資機材の受渡しに係る体制の整備

(4) 第2条第1項の協力要請の際における災害の状況等生活必需品の輸送等に必要情報その他関連する情報の乙への迅速な提供

(5) 車両の円滑な誘導等の実施

(6) 従事者の被ばく検査の実施

(7) 業務に使用した車両のスクリーニング及び除染の実施

2 前項に掲げる事項の実施に当たっては、甲は乙と事前に協議するものとし、乙は甲に協力するものとする。

（補償）

第4条 原子力災害時に乙が協定書第3条に掲げる業務を実施した場合において、従事者が死亡し、負傷し、疾病にかかり、若しくは障害の状態となったとき又は当該業務に使用した車両が放射性物質により汚染されたときは、次に掲げる場合を除き、甲がその損害を補償する。この場合における従事者に対する補償は、災害に伴う応急措置の業務に従事した者に対する損害補償に関する条例（昭和38年愛媛県条例第27号）を準用して行うものとし、同条例中「災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第71条の規定による従事命令」とあるのは、「協定書第2条の規定による協力要請」と読み替えるものとする。

- (1) 原子力損害の賠償に関する法律（昭和36年法律第147号）に基づき原子力事業者又は国による賠償を受けることができる場合
- (2) 乙又は従事者の故意又は重大な過失による場合
- (3) 補償の支給を受ける原因が第三者の行為による場合
- (4) 乙又は従事者が契約している損害保険等により給付を受けることができる場合

（雑則）

第5条 この覚書に定めのない事項及びこの覚書に関して疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

（有効期間）

第6条 この覚書は、締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙から文書による終了の意思表示がない限り、その効力を継続する。

この覚書の成立を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成28年4月25日

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2
甲 愛 媛 県
知 事

愛媛県松山市井門町1081番地1
乙 一般社団法人愛媛県トラック協会
会 長

災害時の物資等の輸送に関する協定書

愛媛県（以下「甲」という。）と社団法人愛媛県トラック協会（以下「乙」という。）は、次の条項により、地震その他の災害が発生し、又は発生する恐れがある場合（以下「災害時」という。）における物資等の輸送に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時の物資等の輸送に関し、甲が乙に対して協力を求めるときの必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害発生時に、次条に掲げる業務を遂行するため、乙の協力を得る必要があるときは、乙に対し貨物自動車、運転者等の提供及び救援物資の輸送の協力並びに物流専門家の派遣を要請することができるものとし、乙は、特別の理由がない限り、協力するものとする。

2 前項の規定による要請は、様式第1号により業務の内容、期間等を指定して文書で行う。ただし、緊急を要する場合は、口頭で協力を要請し、その後速やかに文書を送付するものとする。

（業務の内容）

第3条 本協定により、甲が乙に対し協力等を要請する業務は、次のとおりとする。

- （1） 災害救助に必要な生活必需品等の輸送業務
- （2） 災害緊急対策実施のために必要な資機材等の輸送業務
- （3） 物流専門家によるアドバイザー業務
- （4） その他甲が必要とする応急対策業務

（事故等）

第4条 乙の提供した貨物自動車は、故障その他の理由により物資等の輸送を中断したときは、乙は、速やかに当該貨物自動車を交換してその輸送を継続しなければならない。

（業務報告）

第5条 乙は、第3条の業務を実施したときは、当該業務の終了後、速やかに様式第2号により業務実施内容を報告するものとする。

（費用の負担）

第6条 第3条第1号、第2号及び第4号の業務に要した費用は、甲が負担することとし、その算出方法については、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第11条に基づき貨物自動車運送事業者が届け出している運賃及び料金を基準として、甲乙双方が協議して定める。

2 第3条第3号の業務に要した費用に関する甲の負担については、甲乙双方が協議して決定するものとする。

（費用の請求及び支払い）

第7条 乙は、業務の終了後、当該業務に要した前条の費用について甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、内容を確認し、速やかにその費用を支払うものとする。

(補償)

第8条 第3条に掲げる業務に従事した者が、負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合には、次に掲げる場合を除き、災害に伴う応急措置の業務に従事した者に対する損害補償に関する条例（昭和38年愛媛県条例第27号）を準用し、甲がこれを補償する。この場合において、同条例中「従事命令」とあるのは「協力要請」と読み替えるものとする。

(1) 当該従事者の故意又は重大な過失による場合

(2) 当該負傷、疾病又は死亡が、第三者の行為による場合

(3) 当該負傷、疾病又は死亡につき、損害保険等の契約により、給付を受けることができる場合

(会員名簿の提出)

第9条 乙は、乙の会員名簿を、毎年1回甲に提出するものとする。

(雑則)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関しての疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第11条 この協定は、平成22年3月15日からその効力を有するものとし、甲乙いずれからも文書による終了の意思表示がない限り、その効力を継続する。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成22年3月15日

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

甲 愛 媛 県

知 事

愛媛県松山市南江戸一丁目6番3号

乙 社団法人愛媛県トラック協会

会 長

社団法人愛媛県トラック協会
会長 様

愛媛県知事



災害時における物資等の輸送の業務への協力要請について

このことについて、災害時の物資等の輸送に関する協定第2条第2項の規定により次のとおり貴団体による協力を要請します。

なお、協力要請業務終了後、速やかにその実施状況を様式第2号により報告願います。

記

1 災害の状況及び協力要請を要する理由

2 災害救助に必要な生活必需品等の輸送業務

輸送物資	数 量	輸送活動期間	輸送区間	備 考
		平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	地先から 地先まで	

3 災害応急対策の実施のために必要な資機材等の輸送業務

輸送物資	数 量	輸送活動期間	輸送区間	備 考
		平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	地先から 地先まで	

4 物流専門家によるアドバイザー業務

業務内容	人 数	派遣期間	派遣場所	備 考
		平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで		

5 その他の応急対策業務

業 務 内 容	輸送期間	輸送区間	備 考
	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	地先から 地先まで	

6 その他

愛媛県知事 様

社団法人愛媛県トラック協会
会長



災害時における物資等の輸送の業務の実施状況の報告について

このことについて、災害時の物資等の輸送に関する協定第5条の規定により次のとおり報告します。

記

1 災害救助に必要な生活必需品等の輸送業務

輸送業務実施日	輸送物資	数量	輸送区間	延べ輸送回数	従事人員数	従事車両数	備考
平成 年 月 日			地先から 地先まで				

2 災害応急対策の実施のために必要な資機材等の輸送業務

輸送業務実施日	輸送物資	数量	輸送区間	延べ輸送回数	従事人員数	従事車両数	備考
平成 年 月 日			地先から 地先まで				

3 物流専門家によるアドバイザー業務

業務期日	業務内容	派遣場所	派遣人員数・所属氏名	備考
平成 年 月 日				

4 その他の応急対策業務

業務期日	業務内容	業務場所	従事人員数	従事車両数	備考
平成 年 月 日		地先から 地先まで			

原子力災害時の人員等の輸送に関する覚書

災害時の人員等の輸送に関する協定書（以下「協定書」という。）第10条の規定に基づき、愛媛県（以下「甲」という。）と一般社団法人愛媛県バス協会（以下「乙」という。）とは、次のとおり覚書を締結する。

（趣旨）

第1条 この覚書は、協定書前文に規定する災害時のうち、放射性物質が大量に放出され、又はそのおそれがある場合（以下「原子力災害時」という。）における協定書の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（協力要請の基準及び内容）

第2条 原子力災害時において、甲は、運転手等の業務に従事する者（以下「従事者」という。）の業務の実施による被ばく線量の予測を行い、平時の一般公衆の被ばく線量限度である1ミリシーベルトを下回る場合に、協定書第2条の規定により乙に対して協力を要請するものとする。

2 原子力災害時において、甲が乙に対して要請する業務の内容は、次のとおりとする。

(1) 警戒事態が発生したとき

予防的防護措置を準備する区域（四国電力株式会社伊方発電所（以下「伊方発電所」という。）を中心として概ね半径5キロメートル以内の区域。以下「準備区域」という。）及び予防避難エリア（準備区域以西の佐田岬半島の区域をいう。以下同じ。）における車両による施設敷地緊急事態要避難者の避難のための輸送その他協定書第3条第2号から第4号までに掲げる業務（以下「避難輸送等」という。）の準備

(2) 施設敷地緊急事態が発生したとき

準備区域及び予防避難エリアにおける車両による施設敷地緊急事態要避難者の避難輸送等の実施及び住民等（施設敷地緊急事態要避難者を除く。次号において同じ。）の避難輸送等の準備

(3) 全面緊急事態が発生したとき

準備区域及び予防避難エリアにおける車両による住民等の避難輸送等の実施並びに緊急時防護措置を準備する区域（伊方発電所を中心として概ね半径30キロメートル以内の区域（準備区域を除く。）をいう。）のうち予防避難エリアを除く区域における車両による住民等の避難輸送等の準備及び実施

3 前項の「施設敷地緊急事態要避難者」とは、避難の実施に通常以上の時間がかかり、かつ、避難の実施により健康リスクが高まらない災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第8条第2項第15号に規定する要配慮者、安定ヨウ素剤を事前に配布されていない者及び安定ヨウ素剤の服用が不適切な者のうち施設敷地緊急事態において早期の避難等の防護措置の実施が必要な者をいう。

（甲が実施する事項）

第3条 甲は、乙の原子力災害時における避難輸送等が円滑に行われるよう、次に掲げる事項の実施に努めるものとする。

(1) 甲乙間の連絡体制の整備及び乙が避難輸送等を行う際に関係者と従事者とは常時連絡を取るための通信手段の確保

(2) 国と連携して実施する、放射線及び放射線防護に関する知識取得のための研修の機会の提供

(3) 乙に無償貸与する個人線量計、防護服等の放射線防護資機材の確保及び当該放射線防護資機材の受渡しに係る体制の整備

(4) 第2条第1項の協力要請の際における災害の状況等住民等の避難輸送等に必要な情報その他関連する情報の乙への迅速な提供

(5) 車両の円滑な誘導等の実施

(6) 従事者の被ばく検査の実施

(7) 業務に使用した車両のスクリーニング及び除染の実施

2 前項に掲げる事項の実施に当たっては、甲は乙と事前に協議するものとし、乙は甲に協力するものとする。

(補償)

第4条 原子力災害時に乙が協定書第3条に掲げる業務を実施した場合において、従事者が死亡し、負傷し、疾病にかかり、若しくは障害の状態となったとき又は当該業務に使用した車両が放射性物質により汚染されたときは、次に掲げる場合を除き、甲がその損害を補償する。この場合における従事者に対する補償は、災害に伴う応急措置の業務に従事した者に対する損害補償に関する条例（昭和38年愛媛県条例第27号）を準用して行うものとし、同条例中「災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第71条の規定による従事命令」とあるのは、「協定書第2条の規定による協力要請」と読み替えるものとする。

- (1) 原子力損害の賠償に関する法律（昭和36年法律第147号）に基づき原子力事業者又は国による賠償を受けることができる場合
- (2) 乙又は従事者の故意又は重大な過失による場合
- (3) 補償の支給を受ける原因が第三者の行為による場合
- (4) 乙又は従事者が契約している損害保険等により給付を受けることができる場合

(雑則)

第5条 この覚書に定めのない事項及びこの覚書に関して疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第6条 この覚書は、締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙から文書による終了の意思表示がない限り、その効力を継続する。

この覚書の成立を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成28年4月25日

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2
甲 愛 媛 県
知 事

愛媛県松山市大手町一丁目7番地4
乙 一般社団法人愛媛県バス協会
会 長

災害時の人員等の輸送に関する協定書

愛媛県（以下「甲」という。）と社団法人愛媛県バス協会（以下「乙」という。）は、地震その他の災害が発生し、又は発生する恐れがある場合（以下「災害時」という。）における人員等の輸送に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時の人員等の輸送に関し、甲が乙に対して協力を求めるときの必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時に、次条に掲げる業務を遂行するため、乙の協力を得る必要があるときは、乙に対し協力を要請することができるものとし、乙は、特別の理由がない限り、協力するものとする。

2 前項の規定による要請は、様式第1号により業務の内容、期間等を指定して文書で行う。ただし、緊急を要する場合は、口頭等で協力を要請し、その後速やかに文書を送付するものとする。

（業務の内容）

第3条 本協定により、甲が乙に対し協力を要請する業務は、次のとおりとする。

- (1) 被災者等の輸送業務
- (2) ボランティアの輸送業務
- (3) 災害応急対策の実施のために必要な人員及び携行する資機材等の輸送業務
- (4) その他甲が必要とする応急対策業務

（事故等）

第4条 乙の提供した車両が、故障その他の理由により輸送を中断したときは、乙は、速やかに当該車両を交換してその輸送を継続しなければならない。

（業務報告）

第5条 乙は、第3条の業務を実施したときは、当該業務の終了後、速やかに様式第2号によりその状況を報告する。ただし、緊急を要する場合は、口頭等で報告し、その後速やかに文書を送付するものとする。

（費用の負担）

第6条 第3条の業務に要した費用は、甲が負担する。

2 前項に規定する費用は、道路運送法（昭和26年法律第183号）第9条の2に基づき、乙の会員が届け出ている運賃及び料金を基準として、甲乙双方が協議して定める。

（費用の請求及び支払い）

第7条 乙は、業務の終了後、当該業務に要した前条の費用について甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、内容を確認し、速やかにその費用を支払うものとする。

(補償)

第8条 第3条に掲げる業務に従事した者が、負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合には、次に掲げる場合を除き、災害に伴う応急措置の業務に従事した者に対する損害補償に関する条例(昭和38年愛媛県条例第27号)を準用し、甲がこれを補償する。この場合において、同条例中「従事命令」とあるのは「協力要請」と読み替えるものとする。

(1) 当該従事者の故意又は重大な過失による場合

(2) 当該負傷、疾病又は死亡が、第三者の行為による場合

(3) 当該負傷、疾病又は死亡につき、損害保険等の契約により、給付を受けることができる場合

(会員名簿の提出)

第9条 乙は、乙の会員名簿を、毎年1回甲に提出するものとする。

(雑則)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第11条 この協定は、平成24年8月10日からその効力を有するものとし、甲乙いずれからも文書による終了の意思表示がない限り、その効力を継続する。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成24年8月10日

愛媛県松山市一番町4丁目4番地2

甲 愛 媛 県

知 事

愛媛県松山市大手町1丁目7番地4

乙 社団法人愛媛県バス協会

会 長

社団法人愛媛県バス協会
会長 様

愛媛県知事



災害時における人員等の輸送の業務への協力要請について

このことについて、災害時の人員等の輸送に関する協定書第2条第2項の規定により、次のとおり協力を要請します。

なお、協力要請業務終了後、速やかにその実施状況を様式第2号により報告願います。

記

1 被災者等の輸送業務

輸送人員数	輸送活動期間	輸送区間	備考
人	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	地先から 地先まで	

2 ボランティアの輸送業務

輸送人員数	輸送活動期間	輸送区間	備考
人	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	地先から 地先まで	

3 災害応急対策の実施のために必要な人員及び携行する資機材等の輸送業務

輸送者(物)	輸送数	輸送活動期間	輸送区間	備考
輸送者	人	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	地先から 地先まで	
輸送物		平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	地先から 地先まで	

4 その他の応急対策業務

業務内容	業務期間	業務場所	備考
	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	地先から 地先まで	

5 その他

愛媛県知事 様

社団法人愛媛県バス協会
会長



災害時における人員等の輸送の業務の実施状況の報告について

このことについて、災害時の人員等の輸送に関する協定書第5条の規定により、次のとおり報告します。

記

1 被災者等の輸送業務

輸送業務期日	輸送人員数	輸送区間	延べ輸送回数	従事人員	従事車両数	備考
平成 年 月 日		地先から				

2 ボランティアの輸送業務

輸送業務期日	輸送人員数	輸送区間	延べ輸送回数	従事人員	従事車両数	備考
平成 年 月 日		地先から				

3 災害応急対策の実施のために必要な人員及び携行する資機材等の輸送業務

輸送業務期日	輸送者(物)	輸送数	輸送区間	延べ輸送回数	従事人員	従事車両数	備考
輸送者 平成 年 月 日			地先から				
輸送物 平成 年 月 日			地先から				

4 その他の応急対策業務

業務期日	業務内容	業務場所	延べ輸送回数	従事人員	従事車両数	備考
平成 年 月 日		地先から				

原子力災害時の船舶による輸送等に関する覚書

災害時の船舶による輸送等に関する協定書（以下「協定書」という。）第9条の規定に基づき、愛媛県（以下「甲」という。）と愛媛県旅客船協会（以下「乙」という。）とは、次のとおり覚書を締結する。

（趣旨）

第1条 この覚書は、協定書前文に規定する災害時のうち、放射性物質が大量に放出され、又はそのおそれがある場合（以下「原子力災害時」という。）における協定書の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（協力要請の基準及び内容）

第2条 原子力災害時において、甲は、船員等の業務に従事する者（以下「従事者」という。）の業務の実施による被ばく線量の予測を行い、平時の一般公衆の被ばく線量限度である1ミリシーベルトを下回る場合に、協定書第2条の規定により乙に対して協力を要請するものとする。

2 原子力災害時において、甲が乙に対して要請する業務の内容は、次のとおりとする。

(1) 警戒事態が発生したとき

予防的防護措置を準備する区域（四国電力株式会社伊方発電所（以下「伊方発電所」という。）を中心として概ね半径5キロメートル以内の区域。以下「準備区域」という。）及び予防避難エリア（準備区域以西の佐田岬半島の区域をいう。以下同じ。）における船舶による施設敷地緊急事態要避難者の避難のための輸送その他協定書第3条第2号から第4号までに掲げる業務（以下「避難輸送等」という。）の準備

(2) 施設敷地緊急事態が発生したとき

準備区域及び予防避難エリアにおける船舶による施設敷地緊急事態要避難者の避難輸送等の実施及び住民等（施設敷地緊急事態要避難者を除く。次号において同じ。）の避難輸送等の準備

(3) 全面緊急事態が発生したとき

準備区域及び予防避難エリアにおける船舶による住民等の避難輸送等の実施並びに緊急時防護措置を準備する区域（伊方発電所を中心として概ね半径30キロメートル以内の区域（準備区域を除く。）をいう。）のうち予防避難エリアを除く区域における船舶による住民等の避難輸送等の準備及び実施

3 前項の「施設敷地緊急事態要避難者」とは、避難の実施に通常以上の時間がかかり、かつ、避難の実施により健康リスクが高まらない災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第8条第2項第15号に規定する要配慮者、安定ヨウ素剤を事前に配布されていない者及び安定ヨウ素剤の服用が不適切な者のうち施設敷地緊急事態において早期の避難等の防護措置の実施が必要な者をいう。

（甲が実施する事項）

第3条 甲は、乙の原子力災害時における避難輸送等が円滑に行われるよう、次に掲げる事項の実施に努めるものとする。

(1) 甲乙間の連絡体制の整備及び乙が避難輸送等を行う際に関係者と従事者とが常時連絡を取るための通信手段の確保

(2) 国と連携して実施する、放射線及び放射線防護に関する知識取得のための研修の機会の提供

(3) 乙に無償貸与する個人線量計、防護服等の放射線防護資機材の確保及び当該放射線防護資機材の受渡しに係る体制の整備

(4) 第2条第1項の協力要請の際における災害の状況等住民等の避難輸送等に必要な情報その他関連する情報の乙への迅速な提供

(5) 船舶の円滑な誘導等の実施

(6) 従事者の被ばく検査の実施

(7) 業務に使用した船舶のスクリーニング及び除染の実施

2 前項に掲げる事項の実施に当たっては、甲は乙と事前に協議するものとし、乙は甲に

協力するものとする。

(補償)

第4条 原子力災害時に乙が協定書第3条に掲げる業務を実施した場合において、従事者が死亡し、負傷し、疾病にかかり、若しくは障害の状態となったとき又は当該業務に使用した船舶が放射性物質により汚染されたときは、次に掲げる場合を除き、甲がその損害を補償する。この場合における従事者に対する補償は、災害に伴う応急措置の業務に従事した者に対する損害補償に関する条例(昭和38年愛媛県条例第27号)を準用して行うものとし、同条例中「災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第71条の規定による従事命令」とあるのは、「協定書第2条の規定による協力要請」と読み替えるものとする。

- (1) 原子力損害の賠償に関する法律(昭和36年法律第147号)に基づき原子力事業者又は国による賠償を受けることができる場合
- (2) 乙又は従事者の故意又は重大な過失による場合
- (3) 補償の支給を受ける原因が第三者の行為による場合
- (4) 乙又は従事者が契約している損害保険等により給付を受けることができる場合

(雑則)

第5条 この覚書に定めのない事項及びこの覚書に関して疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第6条 この覚書は、締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙から文書による終了の意思表示がない限り、その効力を継続する。

この覚書の成立を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成28年4月25日

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

甲 愛 媛 県
知 事

愛媛県松山市高浜町5丁目2259番地1

乙 愛媛県旅客船協会
会 長

災害時の船舶による輸送等に関する協定書

愛媛県（以下「甲」という。）と愛媛県旅客船協会（以下「乙」という。）は、地震その他の災害が発生し、又は発生する恐れがある場合（以下「災害時」という。）における船舶による輸送等に対し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時において、海上における緊急輸送を確保するために、甲が乙に対して船舶による輸送等に関し協力を求めるときの必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時に次条に掲げる業務を遂行するため、乙の協力を得る必要があると認めるときは、乙に対し協力を要請することができるものとする。

2 前項の規定による要請は、様式第1号により業務の内容及び期間等を指定して文書で行う。ただし、緊急を要する場合は、口頭等で協力を要請し、その後速やかに文書を送付するものとする。

（業務の内容）

第3条 本協定により、甲が乙に対し協力を要請する業務は、次のとおりとする。

(1) 被災者等の輸送業務

(2) 災害応急対策の実施のために必要な人員及び携行する資機材等の輸送業務

(3) 他に手段がない場合における災害救助に必要な生活必需品等の輸送業務

(4) その他甲が必要とする船舶による応急対策業務

（業務の実施）

第4条 乙は、第2条の規定により要請を受けたときは、所属する会員をして甲が必要とする業務を可能な限り実施させるものとする。

（業務報告）

第5条 乙は、前条の業務を実施したときは、当該業務の終了後速やかに、様式第2号によりその状況を報告する。ただし、緊急を要する場合は、口頭等で報告し、その後速やかに文書を送付するものとする。

（費用の負担）

第6条 第4条の規定により乙の会員が実施した業務に要した人件費、燃料費その他の経費は、甲が負担する。

2 前項の費用は、当該地域における通常の実費とし、甲乙協議して定める。

3 第1項に規定する甲が負担する費用は、乙の会員が第3条に規定する業務に従事するため、業務開始前に要した費用及び業務終了後の原状回復に要する費用を含むものとする。

(費用の請求及び支払い)

第7条 乙の会員は、業務の終了後、当該業務に要した前条の費用について甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、内容を確認し、速やかにその費用を支払うものとする。

(会員名簿の提出)

第8条 乙は、所属する会員のうちこの協定に基づく輸送業務に協力できるものの名簿を、毎年1回甲に提出するものとする。

(雑則)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第10条 この協定は、平成17年2月14日からその効力を有するものとし、甲乙いずれからも文書による終了の意思表示がない限り、その効力を継続する。

この協定の成立を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成17年2月14日

松山市一番町4丁目4番地2

甲 愛媛県
知事

松山市三津1丁目4番9号

乙 愛媛県旅客船協会
会長

愛媛県旅客船協会会長 氏 名 殿

愛媛県知事 氏 名

船舶による輸送等の業務への協力要請について

このことについて、災害時の船舶による輸送等に関する協定書第2条第2項の規定により、下記のとおり要請します。

なお、業務の実施状況を別紙様式第2号により報告願います。

記

1 被災者等の輸送業務

輸 送 人 員 数	輸 送 活 動 期 間	輸 送 区 間	備 考
人	(自) 月 日	地先から	
	(至) 月 日	地先まで	

2 災害応急対策の実施のために必要な人員及び携行する資機材等の輸送業務

輸送者(物)	輸送数	輸 送 活 動 期 間	輸 送 区 間	備 考
輸送者	人	(自) 月 日	地先から	
		(至) 月 日	地先まで	
輸送物		(自) 月 日	地先から	
		(至) 月 日	地先まで	

3 他に手段がない場合における災害救助に必要な生活必需品等の輸送業務

輸送物資	輸送数	輸 送 活 動 期 間	輸 送 区 間	備 考
		(自) 月 日	地先から	
		(至) 月 日	地先まで	

4 その他の応急対策業務

業 務 内 容	業 務 期 間	業 務 場 所	備 考
	(自) 月 日		
	(至) 月 日		

愛媛県知事 氏 名 殿

愛媛県旅客船協会会長 氏 名

船舶による輸送等の業務の実施状況の報告について

このことについて、災害時の船舶による輸送等に関する協定書第5条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 被災者等の輸送業務

輸送業務期日	輸送人員数	輸送区間	延べ輸送回数	従事人員	従事船舶数	備考
月 日	人	地先から	回	人	隻	

2 災害応急対策の実施のために必要な人員及び携行する資機材等の輸送業務

	輸送業務期日	輸送者(物)	輸送数	輸送区間	延べ輸送回数	従事人員	従事船舶数	備考
輸送者	月 日		人	地先から	回	人	隻	
	月 日							
輸送物	月 日			地先から	回	人	隻	
	月 日							

3 他に手段がない場合における災害救助に必要な生活必需品等の輸送業務

輸送業務期日	輸送物資	輸送数	輸送区間	延べ輸送回数	従事人員	従事船舶数	備考
月 日			地先から	回	人	隻	

4 その他の応急対策業務

業務期日	業務内容	業務場所	延べ輸送回数	従事人員	従事船舶数	備考
月 日		地先	回	人	隻	